

特集
生きづらさに配慮できる地域社会



“社会を明るくする運動”啓発活動

目次

巻頭言

「生きづらさに配慮できる地域社会」
～群馬県再犯防止推進計画が目指すもの～
法務省前橋保護観察所 所長 三宅仁士 2・3

群馬県における再犯防止の取組

群馬県再犯防止推進計画
再犯防止・立ち直り支援講演会
“社会を明るくする運動”
内閣総理大臣等メッセージ伝達式、パネル展示 4

トピックス

令和元年度人権啓発フェスティバル in ぐんま 5

寄稿文

「多様な性について考える」～LGBTQとSOGI～
セクシュアルマイノリティ支援団体
ハレルワ 代表 間々田久渚 6

群馬県のLGBTQ等性的少数者に関する啓発

とらいあんぐるん LGBT 講演会 ほか 7

インフォメーション

スポーツチームと連携した人権啓発
人権啓発ビデオのご紹介

あとがき 8

巻頭言



「生きづらさに配慮できる地域社会」

～群馬県再犯防止推進計画が目指すもの～

法務省前橋保護観察所 所長 三宅 仁士

はじめに

平成31年3月、群馬県再犯防止推進計画が策定されました。この計画は、再犯防止推進法の規定により、国による再犯防止推進計画に準拠して策定されたものです。

そして、同計画では「犯罪や非行をした人の中には貧困、疾病、障害、薬物等への依存等の生きづらさを抱える人たちがいる」ことに言及し、「その人たちを社会で孤立させることなく、円滑に社会復帰するよう支援することによって、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現」を目指しています。つまり、同計画の趣旨は、加害者の支援ではなく、効果的に犯罪を減らそうとするものです。

今般、群馬県再犯防止推進計画が策定されたねらいについてお伝えしたいと思います。

犯罪をする人は増えているのか

犯罪に関する報道を聞かない日はありません。毎日のように、殺人、強盗、傷害等の耳目を衝動させる犯罪に関するニュースが報道されています。

紹介 法務省前橋保護観察所

保護観察所は、犯罪や非行を犯し保護観察になった者や、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の執行猶予となった者に対する保護観察や、刑務所や少年院からの釈放後の生活に向けた生活環境調整などを行っています。



前橋保護観察所では、県内の保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主、更生保護施設との協力のもと、社会復帰に向けた立ち直りを支援しています。

しかし、体感や印象とは逆に、犯罪関係の統計によれば、全国でも群馬県内でも耳目を衝動させる犯罪を含めた刑法犯等の認知件数は減少し続けています。

その一方で、初犯者と再犯者の検挙件数の推移を見ますと、両者とも減少しているのですが、再犯者の検挙件数の減り方が小さいことから、再犯者の存在が目立っています。

そこで、犯罪を減少させるために、再犯の防止、つまり、犯罪歴がある人たちをいかにして犯罪から離脱(卒業)させるか、それが重点施策となっています。

なぜ犯罪から離脱しにくいのか

では、犯罪をして処分を受け、反省を求められたはずであるのに、再び犯罪をしてしまう人たちは、どんな人たちでしょうか。なぜ、犯罪を繰り返し、再び刑務所に収容されるのでしょうか。

そこで、刑務所に収容された人たちについて調べますと、地域社会で生活する上である種の「生きづらさ」を抱えている人たちが少なくないことが見えてきました。具体的には、貧困、疾病、身体・知的・精神の障害、高齢、アルコールや薬物への依存、それらもあって必要な修学・学歴を得ていない、仕事が得られない、住居が得られない等々です。

そして、留意すべきは、その人たちは犯罪を繰り返したから「生きづらさ」を抱えるようになったのではなく、犯罪をする前からそれを抱えている点です。また、刑務所に収容された人たちだけでなく、起訴猶予等で釈放される人たちにも「生きづらさ」を抱える人は少なくありません。

犯罪から離脱するために支援は必要なのか

通常、検挙・処分を受ければ、人はそれを反省し、刑事的責任を果たし、関係者たちに謝罪し、親

族や知人から何らかの協力・支援を受けつつ、犯罪に関わらない生活をするべく努力を始めます。

これまで、刑務所、少年院、保護観察所を始めとする刑事司法の諸機関では、当人に犯罪に関わらない生活をする決意を高めさせ、嫌なことがあってもそれを克服する体験を積ませ、犯罪に接近しやすい(犯罪を容認する)交友関係、考え方・行動、生活習慣を解消させる指導をしてきました。罪種によっては被害者の痛み思いを至らせる指導、しよく罪の念を促す指導もします。そして、犯罪に関わらない生活を続けるよう新たな考え方・行動や生活習慣を習得させます。

しかし、先ほどの「生きづらさ」のために、さらには、協力する知人もいないために、犯罪をしない決意をしても犯罪に関わらない生活が続かない人たちもいます。

例えば、何らかの障害や疾病等もあって生活が困窮したとき、仕事や住居を失ったとき等、困難に直面した際、頼れる人がいないならば、途方に暮れ、犯罪と関わらない生活をする意欲も減退します。

ですから、「生きづらさ」を抱えている人には、先ほど述べたような刑事司法機関の指導だけでは足りず、必要な行政サービス、つまり、福祉・医療等のサービスにつなげる、住居を確保する、当人に見合った就労先を提供する、必要な修学機会を提供する、社会生活を続けるのに必要なスキルを習得させる、等々の支援も必要になります。

そして、犯罪から離脱(卒業)するには、刑事司法機関による指導を終えた後も、犯罪と関わらない生活を続けられるのに必要な行政サービスにつなげる仕組みが求められます。

なぜ再犯防止を推進するのか

ひとつは、犯罪が1件発生すると、多くの人たち、つまり、被害者、被害者の家族、加害者の家族、加害当人、それらの人たちの知人等、多くの人たちにとって昨日までの「普通の生活」が続けられなくなるからです。「普通の生活」を奪われ、被害者、その家族が苦しい思いを続けることは想像に難くないと思います。ですから、犯罪を1件でも減らすとは、被害者等を減らすことであり、日常生活から「普通の明るさ」が失われることを防ぎ得ます。

日常生活での「普通の明るさ」が守られること、それが、犯罪から離脱(卒業)できる人を一人でも多くしたい理由です。

もうひとつは、犯罪が減ることは、地域の安全と安心につながるからです。つまり、「犯罪は減らすことができる」と感じられるならば、さらに「犯罪をした

人たちは犯罪から離脱するために努力している」と感じられるならば、体感的に安全と安心は高まります。そして、犯罪から離脱(卒業)しようとしている人たちが、再犯防止推進計画によって「支援を受けつつ頑張ればこれから普通に生活できる。頑張れば周囲の人たちにはそれを認めてもらえる」と思えるならば、その思いが強いほど犯罪と関わらない生活を志向する力が強くなります。

「頑張ればやり直せると思える社会であること、犯罪が減るとともに体感的に安全と安心が高まること」、それが、再犯防止推進計画によって犯罪から離脱(卒業)できる人を一人でも多くしたい理由です。

おわりに 一生きづらさに配慮できる地域社会一

再犯防止推進計画の策定を通じて、福祉等サービスが必要な人が、地域や行政サービスにアクセスでき、そのつながりによって犯罪からの離脱(卒業)を支えられる、群馬県下がそのような地域社会になることを期待しています。

被害者が日常生活を回復しないまま加害者だけが支援を受けることは公正ではないとの声もあります。私自身、保護観察官として、被害に遭った方々から、多額の財産的被害、相当の心身へのダメージを受けた体験を幾度も聞いています。再犯防止推進法では被害者に対する支援を謳ってはいません。けれども、被害者が健全な生活を取り戻せるように支援する施策が重要であるのは言うまでもありません。

これまで述べたことを踏まえますと、再犯防止推進計画の趣旨を拡大しますが、最終的には、群馬県下にて、犯罪で処分を受けているか否かに限らず、生きづらさに配慮されて多くの人が健全な生活を続けられるような多様な支援ができる地域づくりが望まれます。

更生保護官署の一員としてもそれに向けて力を尽くしますとともに、皆さまにも同計画が目指すものに御理解をいただければと存じます。



“社会を明るくする運動”前橋市推進委員会では、前橋七夕祭りにあわせ、パレードを行いました。前橋地区保護司会や前橋地区更生保護女性会などから約1,200人が参加し、七夕祭りを訪れた方に、犯罪や非行の防止と立ち直りへの理解をアピールしました。(令和元年7月6日)

円滑な社会復帰を支援するために

群馬県における再犯防止の取組



群馬県再犯防止推進計画

群馬県では、国の再犯防止推進計画を踏まえ、本県における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、平成31年3月に「群馬県再犯防止推進計画」を策定しました。

〈計画の目的〉

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

計画では、3つの基本方針と6つの重点課題を掲げ、国の計画との整合性を図りつつ、県の実情に応じた施策を実施及び検討していきます。

〈3つの基本方針〉

1. 国及び民間団体等との緊密な連携の強化
2. 分かりやすく効果的な広報等による、再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成
3. 地域の状況及び社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

〈6つの重点施策〉

1. 国・民間団体等との連携強化への取組
2. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組
3. 就労・住居の確保への取組
4. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
5. 学校等における修学支援の実施等への取組
6. 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組

この計画を着実に推進するため、令和元年7月、「群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議」を設置し、関係機関が協力して立ち直りの支援にあたるよう連携体制の強化を図っています。

また、立ち直ろうとする方が地域の一員として受け入れられるよう、県民の皆様を理解していただくための取組を行っています。

再犯防止・立ち直り支援講演会

東京都新宿区歌舞伎町の「日本駆け込み寺」で出所者を含め様々な方の支援に取り組んでいる、玄秀盛氏による講演会を開催しました。

「あやまちを犯した人の立ち直りを支えて」と題して、出所者を雇い入れる居酒屋の運営や、社会復帰しようとする方と関わってきた経験から、「地域の理解不足が出所者の社会復帰を難しくする」「裏切られることがあっても、相手を信じて関わっていくことが更生につながる」と参加者に呼びかけました。

参加者からは、「誰かが関わり続けなければ、立ち直りが実現せず悪循環が続いてしまうことを改めて認識した」「再犯者の抱えている現実が生々しく分かった」「人を信じ、更生させることに命がけで取り組まれていることに感銘を受けた」などの感想が寄せられました。

(令和元年9月17日)



“社会を明るくする運動”

内閣総理大臣等メッセージ伝達式、パネル展示

“社会を明るくする運動”の推進に向けた内閣総理大臣メッセージが群馬県保護司会連合会等の更生保護団体から群馬県知事に伝達されました。伝達式とあわせて、県庁1階の県民ホールにおいて、保護観察所や矯正施設によるパネル展示を行いました。



伝達式には更生保護関係者約40名が出席しました。

(令和元年7月1日)



「令和元年度人権啓発フェスティバルinぐんま」

本県では、一人ひとりが等しく尊重される社会の実現に向けて、様々な人権啓発に関する活動を行っています。人権をより身近に感じてもらうため、「令和元年度人権啓発フェスティバルinぐんま」を開催しました。

日時 令和元年12月8日 13:00～16:30
場所 群馬県公社総合ビル
参加者 182名

人権啓発映画の上映「あした 咲く」

この作品は、それぞれの立場ゆえの悩みや葛藤を抱えている生き方の異なる姉妹が登場します。二人は、姉妹の対立や、父との対話、そして、地域の人々とのふれあいを通して、別の視点や価値観に気づき、自分の生き方を選択していきます。女性はもちろんすべての人が輝ける社会の実現をめざす内容となっており、平成30年度優秀映像教材選奨優秀作品賞を受賞しています。



ご覧になった方からは、「映画の内容に感激した」「若手(子育て世代)に見てもらい、感じてほしい」などの感想をいただきました。

LGBTQ等性的少数者をテーマにした講演

講師：セクシュアルマイノリティ支援団体
ハレルワ 代表 間々田久渚さん

LGBTQ等性的少数者について、セクシュアルマイノリティの基礎知識や抱えている困難、私たちが今日からできることなどについて講演していただきました。

聴講された方からは、「LGBTQについての理解が深まった」「当事者と知り合いになった時は、少しでも共感し、応援していきたい」などの感想をいただきました。



「あかぎ団」による人権をテーマとした演劇の上演・ライブ

県内のご当地アイドル「あかぎ団」が、「人権てなんだろう」と題して、演劇を上演しました。

演劇では、障害を持つ車イスの女の子と、良かれと思って世話を焼く女の子の関係を通じて、互いの立場を尊重することの大切さを伝えました。

ご覧になった方からは、「障害があっても自分で出来ることを見つけて、自分で生きていける強さを感じた」「あかぎ団の劇を通じて、本当に必要な思いやりについて分かりやすく理解できた」などの感想をいただきました。

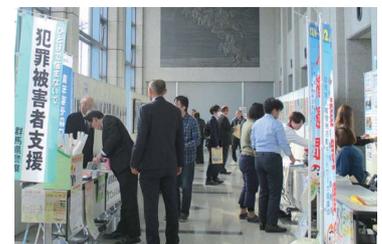


人権啓発展示コーナー

さまざまな人権に関する啓発パネル、ポスターの展示や関係団体による啓発などを行いました。

ご覧になった方からは、「展示作品がすばらしかった」「人権についていろいろ知ることができてよかった」などの感想をいただきました。

また、人KEN まもる君、あゆみちゃん、ぐんまちゃんとの記念撮影も行いました。



主な展示一覧

- ・人権に関する啓発パネル
- ・プロスポーツ団体啓発パネル
- ・障害者施設作品展示
- ・JICA ぐんまデスク展示
- ・いじめ防止ポスター
- ・人権擁護員活動周知展示
- ・犯罪被害者支援
- ・ハレルワ展示
- など



「多様な性について考える」～LGBTQとSOGI～

セクシュアルマイノリティ支援団体 ハレルワ 代表 間々田 久渚



ハレルワとは

ハレルワは2015年6月に群馬県初のLGBTQ等のセクシュアルマイノリティ支援団体として発足しました。当時は、LGBTQという言葉が少しずつメディアに出るようになってきた頃でしたが、県内で当事者が自身の性に関する悩みを打ち明けられる場はありませんでした。そこで、LGBTQの当事者や支援者の居場所づくりとして月に1回の交流会「ハレの輪」を高崎の施設で開催するようになりました。現在は中高生の当事者のアクセスの利便性も考え、駅から近い前橋の施設でも開催したり、オリオン通り商店街(前橋市千代田町)にてコミュニティスペース「まちのほけんしつ」の開設準備も進めたりしています。

当事者の居場所づくりを進める傍ら、ここ数年で啓発の機会も増え、行政・教育機関・企業等でLGBTQの人権に関する講演・研修や、地域・企業でのイベントなども行っています。

LGBT/LGBTQとは

L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われています。さらに、Q(クエスチョニング)を加えてLGBTQと表したりしますが、この5つ以外にも様々なセクシュアリティがあります。

全ての人を持つ性の要素

多くの方が「性別」を聞かれたときに答えるのは生物学的性かもしれません。これまで世の中には「男性」と「女性」がいて、異性を好きになることが一般的と考えられてきました。しかし、性というのは2つに分けられるほど簡単なものではありません。

セクシュアリティを構成する要素として次の4つがあります。

セクシュアリティを構成する4つの要素

- ・生物学的性(からだの性:生まれたときに判断された性。)
- ・性自認(こころの性:自分の性をどのように認識しているか。)
- ・性的指向(好きになる性:好きになる相手の性。)
- ・性表現(表現する性:服装や言葉遣いに表れる性。)

これらが男/女とはっきりしている人もいれば、中間であったり幅が広がったりと性はグラデーションです。

LGBTQを取り巻く課題

幼少期から人生の終末まで、生きていく中で様々な課題があります。

教育の場面においては、LGBTQや多様な性について学ぶ機会がまだ少なく、無視や仲間はずれ、言葉による暴力といったいじめの対象になりやすい現状があります。また、からだの性に違和感を持つ子は、制服や校則、トイレなど身近に関わる部分を自認する性に合わせたいと思っても、親や先生に伝えられない、もしくは伝えても受け入れてもらえずに学校に行けなくなってしまうことがあります。

就労の場面では、異性愛前提の会話やハラスメントからストレスを受けることがあります。トランスジェンダーの人の自認する性への移行(服装やホルモン療法・手術など)の段階は人それぞれなので会社へのカミングアウトのタイミングに悩むこともあります。

法律の面において、日本ではまだ戸籍上同性のカップルは結婚の選択肢を選ぶことができません。パートナーが救急搬送された際の手術の同意者に「家族ではない」として認められないというトラブルや、賃貸契約の際に関係性をカミングアウトするハードルの高さや、断られてしまうことなどもあります。法的な効力は弱いものの、二人の関係を家族と認める「同性パートナーシップ制度」が自治体の規模で広がっています。2020年1月時点で全国30以上の自治体が導入し、700組以上ものカップルが制度を利用しています。群馬県内では大泉町が2019年1月から導入しています。法律は医療や福祉、生きていく上で非常に密接です。早く日本で、平等な結婚ができる日を願っています。(続く) ↗

セクシュアルマイノリティ支援団体 ハレルワ

HP <https://hareruwa.tumblr.com/>
前橋市千代田町4-18-4



空き店舗を改修して、生きづらさを抱える若者の居場所となるコミュニティスペース「まちのほけんしつ」を2020年4月にオープンする予定です。

全ての人のSOGI(ソジ)を大切に

SOGI(Sexual Orientation & Gender Identity: 性的指向と性自認)は性を構成する要素の4つのうち、性的指向と性自認にフォーカスした言葉です。LGBTQはセクシュアルマイノリティを指す言葉ですが、SOGIは同性愛の人なども含めた全ての人を持つ

属性になります。男・女らしさを押し付けられることや、結婚や恋愛の話題で気まずさを感じるのはLGBTQの当事者だけではなく。あなたも、わたしも、すべての人のSOGIが守られることが多様性のある社会の一步であると知っていただきたいです。

群馬県のLGBTQ等性的少数者に関する啓発

県ではLGBTQ等性的少数者に関する啓発活動に取り組んでいます。令和元年度に実施した主な取組について紹介します。

とらいあんぐるんLGBT講演会 LGBTってなんだろう? ～知っておきたい多様性のこと～

性的少数者に対する正しい理解・認識を深めていただき、本県における多様な性のあり方を認め合う社会づくりの輪を広げていくために、セクシュアルマイノリティ支援団体ハレルワの方を講師にお迎えし、講演会を開催しました。

講演会では、LGBTQの基礎的な知識、性的少数者を取り巻く社会情勢や制度、性的少数者への対応などについてお話いただきました。



参加された方からは、「自分の言動を見直し、LGBTをより多くの人に知ってもらえるように頑張りたい」「実際にLGBTの方が周りにいたら自分には何が出来るかを考えることが大切だということを学べた」などの感想をいただきました。

日 時 令和元年7月24日 13:30～15:00
場 所 ぐんま男女共同参画センター4階大研修室
講 師 セクシュアルマイノリティ支援団体ハレルワ
間々田 久渚さん、山田 侑季さん

LGBTQとは?

L(レズビアン) 女性として女性が好きな人
G(ゲイ) 男性として男性が好きな人
B(バイセクシュアル) 異性も同性も好きになる人
T(トランスジェンダー) からだの性とところの性に不一致を感じる人
Q(クエスチョニング) 自分の性自認や性指向が定まらない人

啓発冊子「LGBTってなに?」

LGBTQ等性的少数者への理解を深めていただくため、講演会や基礎研修、人権啓発フェスティバルなどで啓発冊子を配付しています。

セクシュアルマイノリティ基礎研修

セクシュアルマイノリティの相談に現に対応している行政職員や教職員、企業の人事担当者等を対象に、セクシュアルマイノリティを取り巻く実情、当事者体験談、事例等をふまえた実践的な研修会を実施し、相談業務のスキルアップを図りました。

参加された方からは、「一人ひとりの当事者はグラデーションのように多様である。そのニーズに応えるためには多様な見立てが必要だと思った」「職場で共有して、他の職員の理解につなげていきたいと思った」「LGBTの問題がいじめにつながってしまうと、解決が難しいと思った。未然に防ぐために、正しい知識や差別をしない考え方を子ども達に伝えたいと感じた」などの感想をいただきました。

第1回 日本におけるセクシュアルマイノリティの実情
日 時 令和元年8月21日 10:00～15:00
場 所 群馬県庁281-A会議室
講 師 LGBT法連合会 事務局長代理 下平 武さん

第2回 セクシュアルマイノリティが抱える困難について
日 時 令和元年8月28日 10:00～15:00
場 所 群馬県庁294会議室
講 師 よりそいホットライン・セクシュアルマイノリティ
専門ライン・コーディネーター
大江 千束さん、小川 葉子さん

第3回 地域社会／教育現場から、
セクシュアルマイノリティを考える
日 時 令和元年9月9日 10:00～15:00
場 所 群馬県庁281-A会議室
講 師 セクシュアルマイノリティ支援団体ハレルワ
メンバー
LGBT法連合会 事務局長代理 下平 武さん

■ スポーツチームと連携した人権啓発

BCリーグ群馬ダイヤモンドペガサスの人権啓発スペシャルマッチが前橋市で開催されました。

試合の合間に、少年野球チーム「前橋北部スターズ」の選手が、球場の観客に向かって元気よく人権宣言をしました。

(令和元年8月25日)



ザスパクサツ群馬のホームゲームでは、「人権宣言メッセージ」を放映し、選手が大型ビジョンから人権の尊重をアピールしました。また、入場口やピッチで人権擁護委員さんが人権尊重を呼びかけました。

(令和元年9月28日)



©KUSATSUONSEN FC

■ 人権啓発ビデオのご紹介

県では、人権啓発映画（VHSビデオ・DVD）の貸出しを行っています。人権問題の職場研修や地域における啓発事業などでご活用ください。

- 事前に、電話などで予約をお願いします。（県民生活課人権同和係 027-226-2906）
- 県民生活課（県庁12階）で、ビデオの受取と返却をしていただきます。
- 貸出期間の目安は1週間です。貸出時に「利用報告書」をお渡ししますので、利用の対象者や人数など所定の事項を記入し、返却時に提出してください。
- 貸出できるビデオの一覧は、県ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.gunma.jp/04/c2210013.html>

表紙について

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築いていこうとする全国的な運動です。7月の強調月間には各地で啓発活動が行われます。写真は、全国高等学校野球選手権群馬大会での啓発活動において撮影したものです。

あとがき

今回は「犯罪や非行をした人たち」の人権をテーマに、再犯防止や立ち直りの支援について取り上げました。犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰するためには、地域の人々が理解し温かく受け入れることが何よりも大切だと感じました。（な）

絆 きずな
[kizuna]

ぐんま県民生活課人権男女共同参画室

VOL.25
2020

●発行／群馬県民生活課人権男女共同参画室
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-221-0300